令和８年（家）第５０８２号
宮崎県都城市吉尾町723－44
申立人　田中　昌子
国籍中国
最後の住所不明
不在者　許　　秀華
西暦1970年3月29日生
届出期間満了日　令和8年12月9日
東京家庭裁判所

令和８年（家）第３００５号
東京都大田区西糀谷2－17－4シンエイビル３０１号
申立人　村山　裕子
国籍中国
最後の住所中国以下不詳
不在者　林　　娟
西暦1967年11月2日生
届出期間満了日　令和8年12月9日
東京家庭裁判所

失踪宣告

令和７年（家）第４１８２号
本籍山梨県笛吹市石和町八田４２０番地
最後の住所東京都江東区大島六丁目６０６番地
不在者　末木　遼子
明治４１年１２月１０日生
令和８年８月４日失踪宣告審判確定
東京家庭裁判所
裁判所書記官

令和７年（家）第４４２３号
国籍　不明
従来の住所大阪市生野区桃谷２丁目１２番２０号
不在者　玄　才玉
生年月日不明
令和8年8月5日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所
裁判所書記官

失踪宣告取消

令和８年（家）第１２６８号
本籍長野県伊那市高遠町荊口８８３番地
住所北海道石狩郡当別町スウェーデンヒルズ2268－13　佐々木方
申立人（失踪者）北原　洋一
昭和30年６月23日生
令和８年８月４日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和８年（家）第７０２号
本籍岡山県津山市山北８５番地
住所岡山県津山市南新座９番地　益田節子方
申立人（失踪者）　益田　壽七
昭和２１年３月２５日生
令和８年８月６日失踪宣告取消審判確定
岡山家庭裁判所津山支部　裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。

令和８年（へ）第１号
広島市東区戸坂山根一丁目１番27－307号
申立人　玉川　晴江
権利の届出の終期　令和８年８月１日
令和８年８月10日　　可部簡易裁判所
（別紙）　目　録
１土地　広島市安佐北区白木町大字秋山字堀越11306番１
山林　407平方メートル
２⑴登記年月日番号　広島法務局可部出張所大正11年３月20日受付第584号
⑵登記した権利の内容
登記の目的　永小作権設定
原因　大正10年12月20日設定
支払期　毎年12月20日
存続期間　26年
永小作権者　佐伯郡草津町200番地
持分２分の１　安田　廣吉
高田郡秋越村秋山2332番地の１
持分２分の１　坂角　友市
３⑴登記年月日番号　広島法務局可部出張所昭和２年７月21日受付第1326－１号
⑵登記した権利の内容
原因　昭和２年７月20日譲渡
永小作権者　高田郡秋越村秋山2412番地
世羅　末松
４⑴登記年月日番号　広島法務局可部出張所昭和２年７月21日受付第1326－２号
⑵登記した権利の内容
原因　昭和２年７月20日変更
小作料　１年米１斗
５⑴登記年月日番号　広島法務局可部出張所昭和９年10月31日受付第1856号
⑵登記した権利の内容
原因　昭和９年10月18日譲渡
永小作権者　高田郡秋越村秋山2412番地
世羅フナコ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第４４号
秋田県雄勝郡羽後町字南野36番地
債務者　有限会社グリーンみなみ野
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　河村　憲史
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

令和８年（フ）第１９５３号
横浜市港南区上大岡西３丁目２番７号
債務者　有限会社岩上整骨院
代表者代表取締役　岩上　雄一
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関戸　淳平
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午前11時
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９８号
鹿児島県出水市福ノ江町1226番地、登記記録上の住所鹿児島県出水市福之江町1226番地
債務者　セカンドライフ合同会社
代表者代表社員　永岩　美津子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宮路　真行
４　破産債権の届出期間　令和８年９月25日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午前10時
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和８年（フ）第１１０号
宮城県栗原市若柳武鎗字童子ケ森73番地１
債務者　総合企画株式会社
代表者代表取締役　佐藤　義郎
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　庄司　智弥
４　破産債権の届出期間　令和８年10月８日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前10時30分
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第６３６号
神戸市東灘区魚崎中町一丁目７番１号
債務者　株式会社グランド楽器
代表者代表取締役　宮岡　伸治
１　決定年月日時　令和８年８月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月11日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６１号
島根県出雲市天神町259番地４
債務者　株式会社ブリッジプラス
代表者代表取締役　錦織　紀子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原　　市
４　破産債権の届出期間　令和８年９月24日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後１時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
松江地方裁判所出雲支部